

議案第48号

上越市手数料条例の一部改正について

上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月7日提出

上越市長 村山秀幸

上越市手数料条例の一部を改正する条例

上越市手数料条例（平成12年上越市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同条第23号中「第25号」を「第24号」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第24号を第23号とし、第25号から第96号までを1号ずつ繰り上げ、同条第97号ア中「第35号」を「第34号」に改め、同号イ中「第36号」を「第35号」に改め、同号を同条第96号とし、同条第98号中「第100号」を「第99号」に、「第96号」を「第95号」に改め、同号を同条第97号とし、同条第99号ア中「第35号」を「第34号」に改め、同号イ中「第36号」を「第35号」に改め、同号を同条第98号とし、同条中第100号を第99号とし、第101号を第100号とし、第102号を第101号とし、同条第103号ア中「第35号」を「第34号」に改め、同号イ中「第36号」を「第35号」に改め、同号を同条第102号とし、同条第104号ア中「第102号ア」を「第101号ア」に改め、同号イ中「第102号イ」を「第101号イ」に改め、同号を同条第103号とし、同条第105号ア中「第35号」を「第34号」に改め、同号イ中「第36号」を「第35号」に改め、同号を同条第104号とし、同条中第106号を第105号とし、第107号を第106号とし、第108号を第107号とし、同条第109号中「第111号」を「第110号」に改め、同号を同条第108号とし、同条中第110号を第109号とし、同条第111号ア中「第35号」を「第34号」に改め、同号イ中「第36号」を「第35号」に改め、同号を同条第110号とし、同条第112号ア中「第109号」を「第108号」に改め、同号イ中「第109号ア」を「第108号ア」に改め、同号ウ中「第109号イ」を「第108号イ」に改め、同号エ中「第109号ウ」を「第108号ウ」に改め、同号を同条第111号とし、同条第113号ア中「第35号」を「第34号」に改め、同号イ中「第36号」を「第35号」に改め、同号を同条第112号とし、同条中第114号を第113号とし、第115号から第136号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1項第2号ア中「第2条第106号」を「第2条第105号」に改め、同号イ中「第2条第107号」を「第2条第106号」に改め、同号ウ中「第2条第108号」を

「第2条第107号」に改め、同号エ中「第2条第130号」を「第2条第129号」に改め、同号オ中「第2条第131号」を「第2条第130号」に改め、同条第2項第2号中「第2条第27号」を「第2条第26号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。